

2026年3月17日

## 中道改革連合 常任幹事会 次第(第2回)

---

### 1. 代表挨拶

### 2. 報告・承認事項

<幹事長兼選挙対策委員長>

…P.1

- 前衆議院議員の離党について
- 中道改革連合・立憲民主党・公明党幹事長・国会対策委員長会談(3幹3国)の報告について
- 執行役員会の構成役員について
- 党員制度・地方組織検討委員会の設置について

<政務調査会長>

…P.3

- 三党合同政調審議会の報告について
- 三党政務調査会の運営に関する規則の制定について
- 令和8年度予算について

<国会対策委員長>

- 国会対応等について

<組織委員長兼役員室長>

<企業・団体交流委員長>

<広報委員長>

### 3. その他

※ 次回常任幹事会の開催日程(調整中)  
2026年3月31日(火)17:00 @衆4控

## 中道改革連合 常任幹事会構成役員

2026年3月10日

代表	小川 淳也	衆議院議員	※
代表代行	山本 香苗	衆議院議員	※
副代表	赤羽 一嘉	衆議院議員	
	西村智奈美	衆議院議員	
	浮島 智子	衆議院議員	
	早稻田夕季	衆議院議員	
幹事長兼選挙対策委員長	階 猛	衆議院議員	※
幹事長代行	中野 洋昌	衆議院議員	※
選挙対策委員長代行	河西 宏一	衆議院議員	※
議員総会長兼常任幹事会議長	菊田真紀子	衆議院議員	※
政務調査会長	岡本 三成	衆議院議員	※
政務調査会長代行	落合 貴之	衆議院議員	
国会対策委員長	重徳 和彦	衆議院議員	※
国会対策委員長代行	中川 康洋	衆議院議員	
組織委員長兼役員室長	渡辺 創	衆議院議員	※
組織委員長代行兼役員室長代行	山崎 正恭	衆議院議員	
企業・団体交流委員長	田嶋 要	衆議院議員	
企業・団体交流委員長代行	濱地 雅一	衆議院議員	
広報委員長	伊佐 進一	衆議院議員	※
広報委員長代行	山岡 達丸	衆議院議員	
顧問	齊藤 鉄夫	衆議院議員	
	野田 佳彦	衆議院議員	

※…執行役員会構成メンバー

下線部は今回の追加・変更点

2026年3月10日  
執行役員会提案

**党員制度・地方組織検討委員会の設置について（案）**

党規約附則第3条（党員組織）及び第4条（地方組織）に基づき、  
標記委員会を下記の構成員にて設置する。

座長            階            猛    幹事長兼選挙対策委員長

副座長        中野   洋昌   幹事長代行

                河西   宏一   選挙対策委員長代行

事務局長    渡辺    創    組織委員長兼役員室長

## 2026年 第2回 三党合同政調審議会 報告

3月5日（木）17：00より開催し、下記の通り、審議・決定した。

### 法案審査

- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（議員立法）
  - 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（議員立法）
- 以上2法案（議員立法）について、三党として、賛成することに決した。
- 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案
  - 日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
- 以上2法案について、賛成する方向で、三党政務調査会長に一任することに決した。

### 報告事項

- 国対報告について
- 衆議院及び参議院の国対より、それぞれ報告を受けた。
- 「三党政務調査会運営に関する規則（案）」について
- 以上1件について、原案通り、了承した。
- 令和8年度本予算への対応について
- 以上1件の対応方針について議論を行った。

以 上

## 2026年三党合同政調審議会（持ち回り）報告

3月9日（月）に実施いたしました、政調審議会における議題の持ち回りは、下記の通り、審議・決定した。

### 法案審査

○令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案（議員立法）

→以上1法案（議員立法）について、三党として、賛成することに決した。

以 上

## 2026年 第4回 三党合同政調審議会 報告

3月12日(木) 17:00より開催し、下記の通り、審議・決定した。

### 予算審査

- 令和八年度一般会計予算・特別会計予算・政府関係機関予算について
- 令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について

→以上2件について、対応を三党政務調査会長に一任した。

### 法案審査

- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 地方税法等の一部を改正する法律案
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案

→以上4法案について、賛成することに決した。

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

→以上3法案について、賛成する方向で、三党政務調査会長に一任することに決した。

- 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 所得税法等の一部を改正する法律案

→以上2法案について、反対することに決した。

**決議案審査**

- 衆議院総務委員会決議「持続可能な地方税財政基盤の確立等に関する件」

→以上1件について、賛成することに決した。

**承認案件**

- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

→以上1件について、賛成する方向で、三党政務調査会長に一任することに決した。

- 国会同意人事について

- ・労働保険審査会委員
- ・公害健康被害補償不服審査会委員
- ・運輸審議会委員
- ・公正取引委員会委員
- ・国家公安委員会委員
- ・中央社会保険医療協議会公益委員
- ・社会保険審査会委員長・委員
- ・情報公開・個人情報保護審査会委員
- ・サイバー通信情報監理委員会委員長・委員
- ・人事官

→以上10機関20名について、同意することに決した。

- ・日本銀行政策委員会審議委員

→以上1機関2名について、不同意とすることに決した。

- 「給付付き税額控除」検討PTについて

→以上1件の設置について、原案通り、承認した。

報告事項

○国対報告について

→衆議院及び参議院の国対より、それぞれ報告を受けた。

○令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案（議員立法）

→以上1件について、報告を受けた。

○A法案・B法案の振り分けについて

内閣提出の法案については、政調審議会で審議する重要案件をA法案、比較的議論の余地の少ない案件（政調審議会に報告案件）をB法案として、振り分けていただくことが確認されました。

つきましては、各部会で、A法案、B法案の振り分けをしていただき、来週3/18(水)夕刻を目途に、各部会の政調事務局を通じてご報告をお願いします。なお、振り分けのご判断については三党部会長のご判断で結構です。何卒宜しくお願い致します。

以 上

## 2026年 三党合同政調審議会 一任案件の結果報告

3月12日(木)に開催した第4回「三党合同政調審議会」において、「三党政務調査会長に一任」となっていた下記の案件について、以下の通り決定した。

### 一任案件

○令和八年度一般会計予算・特別会計予算・政府関係機関予算について  
て  
→以上1件について、反対することに決した。

- 令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

→以上5件について、賛成することに決した。

以 上

## 「三党政務調査会運営に関する規則」

「中道改革連合・立憲民主党・公明党での政策決定の仕組み」に基づき、三党政務調査会の役割・運営に関する規則を、下記の通り定める。

### 1. 三党合同政調審議会

- 1) 内閣提出法案、議員提出法案等に関する議決機関として三党合同政調審議会を置く。これを経た予算案や法案等については各党の党議とする。
- 2) 内閣提出法案は、三党合同部会で議論後、三党合同政調審議会にて審議する法案(重要案件=A法案)、三党合同政調役員会で審議し、三党合同政調審議会に報告する法案(比較的議論の余地が少ない法案=B法案)に分類し、それに基づき政策決定を行う。なお、法案の分類は予め三党合同政調役員会にて行い、事情変更があった場合は、分類の変更を行うことができる。
- 3) 前号に関わらず、緊急やむを得ない場合は、三党政務調査会長が審議・決定し、事後に三党合同政調審議会に報告し、その承認を得ることができる。
- 4) 三党合同政調審議会の出席者は、各党政務調査会長及び、同代行、同代理、合同部会座長(各部会1名)に加え、各党政務調査会長の指名する役職者(副会長や議題に関わる調査会、プロジェクトチーム等の役員等)とする。なお、合同部会座長が欠席する場合は、各党部会長のうち1名が代理出席する。
- 5) 三党合同政調審議会は、原則として、毎週木曜日の夕刻に開催する。また、各党政務調査会長が必要と判断した場合には、上記に限らず開催できることとする。
- 6) 議事は、出席構成員の過半数で決する。
- 7) 議題については、開催日前日の夕刻までに、各部会等から事務局に登録するものとする。それを踏まえ、次号に定める三党合同政調役員会で検討し決定する。

### 2. 三党合同政調役員会

- 1) 三党合同政調審議会の議題等を検討し決定する会議体として、三党合同政調役員会を置く。
- 2) 出席者は、各党政務調査会長及び、同代行、同代理、及び各党政務調査会長の指名する者とする。
- 3) 三党政調役員会は、原則として、三党合同政調審議会の開催日の午前中に開催する。ただし、各党政務調査会長が必要と判断した場合には、上記に限らず開催できることとする。

4) 三党の政策決定を円滑にするため、三党の政務調査会長による会談を適宜行う。

### 3. 三党合同部会

- 1) 三党は、次項に定める合同部会を設置する。
- 2) 合同部会は、内閣第一、内閣第二、総務、法務、外交、安全保障、財政・金融、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、決算・行政監視、復興・防災、こども家庭の16部会とする。
- 3) 合同部会は、三党の部会長が相談して「合同部会座長」を選出する。合同部会座長は、合同部会の主宰者として合同部会の結論を取りまとめ、「三党合同政調審議会」で、その結論を報告する。
- 4) 合同部会には、所属議員は自由に参加できる(登録制は取らない)。
- 5) 定例日や役員会の設置等の合同部会の運営や視察等については、原則各党部会長の連携・協力の下、部会の意向を尊重する。各党政務調査会長は、特定の事項について関係合同部会に対応を要請することができる。
- 6) 内閣提出法案、議員提出法案、及び新たな政策のとりまとめ等については、原則として、中道・立憲・公明の三党の部会長の下、所管合同部会で結論の一致を目指しつつ議論を行い、法案等の審査の上、結果を座長が合同政調審議会に諮り、そこで得た結論を原則、各党の政策決定とする。
- 7) 部会横断的なテーマや法案等については、関係合同部会の合同会議を開催することができる。
- 8) 三党合同部会において各党の意見の一致が見られない場合は、合同政調審議会に各党の部会長が各党の考えを報告し、取り扱いについては三党の政務調査会長の判断に委ねることとする。

### 4. 三党合同調査会、プロジェクトチーム等

- 1) 三党の政務調査会長が必要と判断した場合、三党合同の各種調査会や部会横断的な政策を議論するためのプロジェクトチーム等を置くことができるとし、設置に際しては三党合同審議会承認を得る。
- 2) 三党合同調査会やプロジェクトチーム等は、三党の政務調査会長が、その構成員等を決定することとする。

### 5. 予算案等について

- 1) 予算案(当初・補正)については、財政・金融合同部会の統括の下、各合同部会で議論した後、財政・金融合同部会及び総務合同部会の議論を経て、三党合同政調審議会審議する。部会間の調整等は政務調査会長の下で行う。
- 2) 決算案については、決算・行政監視合同部会の議論を経て、三党合同政調審議会審議する。決算決議についても同様とする。
- 3) 税法改正案は、三党の税制調査会と関連合同部会の合同会議での議論を経て、三党合同政調審議会審議する。
- 4) 附帯決議は、三党政務調査会長の指名する者※が決裁することを原則とする。議員提出

法案に関する委員会決議の取り扱いも同様とする。特別・単独決議(本会議、委員会決議)については、担当合同部会で議論後、三党合同政調審議会にて審議・決定する。

- 5) 議員立法は関連する合同部会等で議論の上、三党合同政調役員会で登録し、三党合同政調審議会に報告する。登録後、関連する合同部会等で議論後、三党合同政調審議会にて審査することを原則とし、その連絡調整は三党政務調査会長が指名する者※が行う。複数の合同部会にまたがる法案については、法案登録を含め事前に関係合同部会等での協議と合意を必要とする(調査会・プロジェクトチーム等で議論する場合も同様とする)。
- 6) 国会同意人事については、三党政務調査会長が担当合同部会を決定する。担当の合同部会での議論を経て、三党合同政調審議会にて対応を決定する。
- 7) 提言や要請等については、三党共同での作成を目指し、原則、合同部会で議論、決定し、合同政調審議会に諮るものとするが、スピーディーな対応が求められる場合は、政務調査会長が決裁し、事後に三党合同政調審議会に報告することができる。各党独自の提言や要請等を作成することを妨げるものではない。

## 6. 事務局について

- 1) 上記のほか、政務調査会を運営するための実務を行うため、事務局を置く。当面は立憲民主党と公明党それぞれの政調事務局が、連携してその任にあたることとする。

## 7. その他

- 1) 本規則の制定、改廃は、三党合同政調審議会の議を経て行うものとする。

以 上

※ 三党政務調査会長の指名する者

○ 5 4) 附帯決議等担当

衆議院 落合貴之 中道改革連合 政調会長代行

参議院 杉尾秀哉 立憲民主党 政調会長代行、上田 勇 公明党 政調会長代理

○ 5 5) 議員立法担当

衆議院 落合貴之 中道改革連合 政調会長代行

参議院 杉尾秀哉 立憲民主党 政調会長代行、上田 勇 公明党 政調会長代理

# 令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

2026(令和8)年3月13日  
中道改革連合・無所属

## 第一 編成替えを求める理由

政府提出の令和8年度予算は、昨年12月末に閣議決定をされたものであり、今般のイラン情勢の緊迫化、ホルムズ海峡封鎖等による国民生活への影響は考慮されていない。特に原油については、供給の急減により、価格が高騰し、「第3次オイルショック」とも言うべき事態が生じかねず、早急な対応が求められる。

しかしながら、高市総理は、予算の組み替えや追加の予算措置は考えていない旨答弁されている。石油備蓄の放出や、基金の残額を用いたガソリン補助金の再開など、当座の対応は予定されているが、原油の先物価格が大きく上昇し、今後、暫定税率の廃止を以てしてもなお、ガソリン価格が200円、あるいは300円に達し、実体経済に深刻な影響が生じることが想定される現状にあって、全く十分な対応とは言えない。

こうした状況に鑑み、イラン情勢の影響が需要期である夏まで及ぶことを想定しつつ、国民生活の予見可能性を高めるため、燃油・電気・ガス価格の引き下げにかかる財政措置を早急に講じることが必要である。また、昨年同様、物価高が国民生活に重くのしかかる中で、昨年は見送った「防衛増税」を「家計の負担増にならない」との詭弁の下に断行することは、国民生活を軽視するものであり、到底容認できるものではない。

本予算は、その他多くの問題点を抱えているが、我々は、以上の認識の下、国民生活を守るため、必要最低限の内容に限定して予算の変更を求めるとともに、特例公債の発行を減額することで、「責任ある積極財政」により揺らぎつつある財政に対する信認の維持を図ることを旨として、令和8年度予算の編成替えを提案する。

## 第二 編成替えの概要

〔歳出の増〕… 1.6兆円

- ガソリン等の燃油価格の引き下げ  
… ガソリン・軽油・灯油・重油・航空機燃料に対して補助を実施
- 電気・ガス料金の引き下げ  
… 現行の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」を延長  
(4人世帯で電気料金▲2,700円/月、ガス料金▲1,260円/月)
- 農業用燃料・肥料・飼料、漁業用燃料等の生産資材の価格引き下げ

〔歳入の増〕… 2.6兆円

○ 「積み過ぎ」基金の国庫返納

… 政府基金において「3年ルール」を超えて措置されている  
「積み過ぎ」基金の一部を国庫に返納

○ 復興財源の確保

… 防衛特別所得税の創設(防衛増税)を撤回することにより、  
復興特別所得税を現行の水準で維持し、復興財源を確実に確保

〔歳入の減〕… 1兆円

○ 防衛増税の撤回

○ 特例公債の発行減額

… 特例公債の発行額を1兆円減額することで、  
前年度を下回る公債発行額を実現し、財政に対する信認を維持  
(令和8年度予算公債発行額：29兆5,840億円 → 28兆5,840億円)  
対前年度比▲631億円

〔参考〕本編成替え動議のフレーム（一般会計、東日本大震災復興特別会計）

歳出	歳入
歳出の増：+1.6兆円	歳入の増：+2.6兆円 歳入の減：▲1兆円
<u>計：+1.6兆円</u>	<u>計：+1.6兆円</u>

編成替え後の一般会計歳出総額：123.9兆円  
(= 政府原案122.3兆円 + 1.6兆円)

以上